

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立西砂小学校

校長名 丸 山 秀 武 印

令和6年度 教育課程について（届）

このことについて、立川市立学校管理運営規則第12条に基づき、下記のとおりお届けします。

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

- 思いやりのある子ども（徳）
- ◎ 自分の考えをもつ子ども（知）
- 健康で明るい子ども（体）

(2) 立川市教育委員会学校教育の指針を踏まえた学校の教育目標を達成するための基本方針

- ア 思いやりのある子ども・・・認め合い、支え合い、協力して行動しようとする子の育成
- ・道徳科の授業を要として、学校教育活動全体を通して行い、自立した人間として他者とよりよく生きるための基盤となる道徳性を養い、生命を尊重する教育を徹底する。
 - ・人権教育全体計画のもと、「**人権教育プログラム**」を活用し、人権尊重の理念を正しく理解させ、学校生活において児童自らが互いに認め、理解し合えるような取り組みを全教育活動を通して充実させる。
 - ・「**いじめ防止基本方針**」を基に、心理調査分析等を活用し、学級集団の状況を客観的に捉えるとともに**家庭・地域・関係諸機関と連携しながら、組織的にいじめ等の早期発見・対応・防止に努める。**
- イ 自分の考えをもつ子ども・・・すすんで学び、考える力、表現する力を高めようとする子の育成
- ・めあてを明確にした適切な授業内容を実施するとともに、学びのしかけを充実させ、自力解決・学び合い・振り返り等の場面を意図的・計画的に設定し、学びの質を高める。
 - ・各教科等の指導において、「立川スタンダード（基本的指導過程）」を意識した授業設計及びそれらを横断的な視点で捉えたカリキュラム設計を充実させ、学習の基盤となる能力の育成を図る。
 - ・1人1台のタブレットPCを活用した学習教材、学習手段を取り入れ、自ら学ぶ学習意欲の向上と様々な表現方法の獲得を図り、「**個別最適な学び**」と「**協働的な学び**」の実現を図る。
 - ・体験的な学習を取り入れ、日常生活に関わる身近な課題を様々なかかわりを通じた他者との協働によって解決できる学習形態の工夫によって学ぶ意欲や学んだことを生かす力の育成を図る。
- ウ 健康で明るい子ども・・・すぐにあきらめず前向きな気持ちで最後まで粘り強く取り組もうとする子の育成
- ・東京都統一体力テストの取り組みとその結果に基づき、**体育科の授業改善を進め、一校一取組運動など計画的・継続的に**体力の向上、運動への関心意欲の向上を図る。
 - ・豊かなスポーツライフの実現に向けて、休み時間や運動旬間等を利用した、運動の日常化、習慣化を図るとともに、運動への興味関心が高まるよう、一校一取組運動などの取り組みを充実させる。
 - ・定期健康診断、食育、養護教諭や医療関係者と連携した保健学習等を展開し、心身の健康の保持増進等の健康教育の充実を図る。また、家庭と連携した早寝早起き、朝ご飯、家の手伝い等、規則正しい生活習慣の実践に向けた取り組みを推進し、基本的な生活習慣の定着を図る。
- エ 学校の教育目標の達成に向けたその他の事項
- 【特別支援教育の推進】
- ・特別支援教室キラリと連携し、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を有効に活用し、SCや巡回相談員を交えて児童理解の推進と教育相談機能を充実させる。
- 【児童の安心・安全の確保】
- ・心理調査分析等を活用し、学級集団における児童の状況を把握しながら児童理解に努め、不安を抱える児童に対しては、受容傾聴の姿勢を大切にし、SCやSSW等と連携した教育相談機能の充実を図る。
- 【地域とともにある学校運営の充実】
- ・コミュニティ・スクールとして学校運営協議会と地域学校協働本部が一体となり、保護者や地域の力を積極的に導入するとともに、学校経営の改善に向けたネットワーク型学校経営システムを推進していく。
 - ・立川市民科の学習を中心に、教育の目的や目標の実現のために、地域を題材にした学習を全学年で系統的・計画的に取り組むとともに、カリキュラム・マネジメントの視点で探究的な学習を充実させる。
 - ・行事等の見直しをさらに進めるとともに、副校長補佐、学校支援員やSSS、地域人材の協力による授業支援や校務支援の充実を図り、教員の働き方改革を推進する。

2 指導の重点

(1) 学習指導要領及び生徒指導提要进行を踏まえた各教科、特別の教科 道徳、外国語活動・外国語、総合的な学習の時間、特別活動、立川市民科における指導

ア 各教科

- ①各教科等の年間指導計画に則り、週ごとの指導計画を活用し適切に授業内容を実践していく。また、計画、実施、振り返りを通して課題を明らかにし、確かな学力の定着につながる指導に生かす。
- ②各教科等の「見方・考え方」を生かし、一単位時間や単元の指導においてのめあてを明確にした授業を展開する。また、言語環境を整えるとともに、各教科の特質に応じた言語活動を充実させる。
- ③主体的・対話的で深い学びを実現するために、「立川スタンダード20」に基づく課題解決的な授業づくりをもち、「学びのしかけ」を充実させた授業改善推進プランを積極的に取り組んでいく。
- ④「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力等」を育成するために、知識・技能の習得の場面と、習得した知識・技能を活用する場面を意図的、計画的に位置付けた指導を実践する。
- ⑤個に応じた指導を充実させるために、算数科の習熟度別少人数指導、学習支援員による放課後や長期休業中の補充学習教室を行い、指導方法や指導体制の工夫・改善を図る。
- ⑥自ら学び自ら考える意欲を育成するために、具体的な操作や体験活動を取り入れた学習やゲストティーチャー等の専門家による「本物」との出会いの場を設定した授業を展開する。
- ⑦タブレットPCを効果的に活用した個別最適化した学習を積極的かつ計画的に行い、誰一人取り残すことのない指導及びプログラミング的思考力の育成、情報リテラシーの充実を図る。
- ⑧学校図書館を充実させ、読書活動や調べ学習のセンターとして積極的に活用し、言語能力や情報活用能力の向上を図る。また、学年×500ページの年間読書量を目指す。
- ⑨東京都統一体力テストを実施し、自己の体力について関心をもたせるとともに、体力向上推進月間として持久走旬間やなわとび旬間に取り組み、児童が主体的に健康増進や体力向上を目指す指導を行う。

イ 特別の教科 道徳

- ①道徳教育全体計画を基に、道徳科の時間を適切に確保するとともに、教科書や東京都道徳教育教材集「心あかるく」「心しなやかに」「心たくましく」等を活用して、道徳的な心情や実践的な態度を育む。
- ②道徳的価値の理解を基に、物事を多面的・多角的に考え、課題に対して自分自身の問題と捉えて向き合う、「考え議論する道徳」の授業への改善を図る。
- ③道徳教育推進教師を中心に年間指導計画を作成し、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れ、一定期間の児童の変容と成長を基に、適正な評価ができるようにする。
- ④道徳授業地区公開講座において、道徳の授業を公開し、意見交換会等を通して家庭や地域と連携した心の教育を推進する。

ウ 外国語活動・外国語

- ①教科担任とALTを活用した計画的な指導により外国語を使う楽しさを味わわせ、**話すこと・聞くことを通してコミュニケーションを図る素地となる能力や表現力を育成する。**
- ②**体験型英語学習施設(TGG)を活用したりして、異なる文化をもつ人々との交流を通して多様な文化への関心を抱かせ、他者理解や国際社会へ貢献しようとする態度を育成する。**

エ 総合的な学習の時間

- ①環境教育・情報教育・食育を柱とし、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的な学び方を通してよりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。
- ②持続可能な社会づくりを目指し、自然や環境を課題とした活動(ヤゴ救出作戦・地球環境教室等)に取り組み、身の回りの環境を大切にしようとする態度を育成する。
- ③タブレットPCをはじめICT機器等を有効活用するためのスキルや情報モラル教育を推進し、情報活用能力を高める。
- ④栄養士や地域の方と連携して、系統的・計画的に食育教育を実施し、食に対する関心を高め、健全な食習慣を身に付けさせる。

オ 特別活動

- ①学級活動・児童会活動・クラブ活動・学校行事への実践的な取り組みを通して、児童の発想や創意を生かした自主的な活動を促し、学校生活上の課題を解決していく資質・能力を育む。
- ②縦割り班による異年齢集団活動を通して、所属感や連帯感をもたせ、**お互いの良さに気付き、認め、励まし、価値づけることによって、相手を思いやり、共に向上しようとする力を育てる。**

小・第2表の2

カ 立川市民科

- ①地域産業、伝統文化・福祉・防犯防災教育を柱とし、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的な学び方を通して地域に暮らす一員として地域に愛着をもち、地域に貢献しようとする態度を育てる。
- ②地域の主要産業である農業を中心に、全学年で栽培活動等を計画し、また地域の伝統文化に触れる活動を通して、地域のよさを知り、主体的に地域に関わろうとする市民の素地を養う。
- ③障がいのある方や副籍校児童との交流活動、認知症サポーター養成講座を通して、思いやり尊敬し合う心を培い、ともによりよく生きようとする共生意識を育む。
- ④立川シビックプライドや救急救命講習、地域安全マップ作り等を通して、地域の防災防犯に関心をもち、住みよいまちづくりに貢献しようとする意欲を養う。

(2) 特色ある教育活動

- ①豊かな言語環境を育むために、「読み聞かせ」「朝の10分間読書」「読書旬間」等、読書活動の充実を図るとともに、常に手元に本を置き、また立川市電子図書館を利用し、日常的に読書活動に取り組む。
- ②地域学校協働本部と連携した漢字検定を実施し、児童の学力向上への意欲を高める。
- ③障がいのある方々との直接交流（福祉体験）を行うとともに、認知症サポーター養成講座を実施し、共に暮らす住よいまちづくりについて考え、多様性の尊重、共生社会を実現しようとする態度を育成する。
- ④地域文化振興財団との連携による音楽鑑賞教室や吹奏楽指導支援を実施し、豊かな心の育成を図る。
- ⑤幼保小連携では、未就学児との交流活動を通して、児童には思いやりの心を育むとともに、スタートカリキュラムを作成し、園児の入学後の円滑な適応を図る。
- ⑥健やかな体の育成のための指導を充実させ、心身の健康に対する意識の向上を図るために、学校医や学校歯科医、歯科衛生士、共同調理場の栄養士等の専門家を招いた保健指導の工夫を図る。
- ⑦学校2020レガシーとして、地域のプロスポーツ団体や選手等と様々な交流活動を計画し、すすんでスポーツに親しむことや夢や目標の大切さを学ぶことを通して、粘り強く取り組もうとする態度を養う。
- ⑧東京都統一体力テストの結果を踏まえ、一校一取組として日常的な体力づくりを目的とした月1回程度の体力づくりを実施し、体力向上を図る。

(3) 生活指導

- ①生活目標への取組を通して自律的生活習慣を確立し、基本的な社会のルールを身に付けさせる。温かみのある言語環境を整えるとともに、自他を尊重する態度を育成する。
- ②生活指導夕会や校内委員会を通して児童情報を共有し課題解決に向けて組織的に取り組んでいく。また子ども家庭支援センターや児童相談所等と連携しケース会議・サポート会議を行っていく。
- ③自らの生命を大切にするとともに、他者の生命も大切にしようとする態度を育成し、いじめ防止基本方針に基づき、いじめや自殺予防、不登校等の未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- ④家庭や地域・関係諸機関と連携して、セーフティ教室・薬物乱用防止教室・地域安全マップの作成等を計画的に実施し、自らの命を守り抜くために主体的に行動する態度と実践力を育成する。
- ⑤SNS ルールを学校と家庭とで作成・活用するとともに、児童が主体的にSNS ルールを遵守するように、児童会が中心となって推進する。
- ⑥アレルギー対応方針に基づき、給食主任が中心となり、養護教諭・保護者・給食共同調理場と連携して食物アレルギーのある児童の適切な把握を行い、必要な情報を共有し安全で適切な給食提供を行う。
- ⑦人権教育プログラムを活用した研修や児童虐待防止研修セットの活用を通して、教職員の人権意識の意識向上と指導の充実を図る。

(4) 特別な配慮を必要とする児童への指導

- ①児童の困り感への共感的理解を常に心がけ、教育相談的手法を活用して児童理解を深め、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会で組織的に対応し、学校生活支援シート（個別的教育支援計画）を作成・活用し、個別最適な支援教育の充実を図る。
- ②特別支援教室キラリの巡回指導教員・学校支援員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と常に連携し、必要に応じて市教育相談や医療機関等の外部諸機関とも連携して、特別な配慮を要する児童への適切な指導の充実と個に応じた関係性を構築し、全教職員が情報を共有していく。

(5) 進路指導

- ①自分や他者のよさに気づき、自己肯定感や自己有用感を高め、意欲的に生きようとする力を育むために、「立川夢・未来ノート」を活用し、将来の夢や希望に向けて努力できるように認め励ましていく。
- ②希望をもって中学校へ進学できるように、立川第七中学校との連携を軸に、中学校教員による授業体験や部活動の見学等を行うなど、中学校へのスムーズな移行への連携を充実させる。